

住宅・建築物の耐震化率の推計方法及び目標について
(住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会とりまとめ)

1. 住宅の耐震化率について

(住宅の耐震化率の実績値の推計方法)

- ・従来の耐震化率の推計方法は、データが古く、実態を反映していない可能性があるため、推計方法の継続性に固執することなく、耐震診断のサンプル数が多く、耐震改修の実態を正確に反映できる方法^{*1}を採用するのが適切ではないか。

※1) 旧耐震基準で建てられた住宅の耐震性割合を H20～30 年の住調から得られる、H16～30 年に耐震診断を実施し、結果「耐震性が確保されていた」住宅（「耐震改修工事をした」住宅を除く）の割合とし、旧耐震基準で建てられた住宅の耐震改修工事の実施戸数を H20～30 年の住調から得られる H30 年までに耐震改修工事をした戸数とする方法

(住宅の耐震化率の実績値の示し方)

- ・ストック数の多い住宅については、よりの確に耐震化の進捗を把握するため、進捗に差異が見られる戸建て住宅と共同住宅の別に耐震化率の実績値を示すのが適当ではないか。

(住宅の耐震化率の目標)

- ・住宅の耐震化の目標については、平成 30 年の耐震化率及び南海トラフ地震等の発生切迫性を踏まえ、従来以上に所管行政庁等関係者の積極的な取り組みがなされることを求めるとともに、現在設定されている目標^{*2}を 5 年間スライドさせて設定（令和 7 年 95%、令和 12 年耐震性を有しない住宅のおおむね解消）することとしてはどうか。

※2) 令和 2 年 95%、令和 7 年耐震性を有しない住宅のおおむね解消

2. 建築物（住宅以外）の耐震化率について

(建築物の耐震化率の目標)

- ・他の所管省庁において学校、病院等の施設について個別に耐震化率の目標の公表が進んできていることを踏まえれば、従来の目標での継続性に固執することなく、特に耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象の建築物に重点化して、建築物の耐震化の目標を設定することが適当ではないか。
- ・その上で、令和 7 年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物の概ね解消を引き続き目標とするとともに、他の所管省庁が公表している各施設の耐震化目標（国土強靱化年次計画 2019 に掲載されているもの）も併せて示すことが適当ではないか。